

議案第 9 8 号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

岩倉市手数料条例（平成12年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

住民票の記載事項証明手数料	1件	200円	申請のとき	
不在住・不在籍証明手数料	1件	200円	申請のとき	
住民票の写しの交付手数料	1通	200円	申請のとき	
戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	200円	申請のとき	

を

不在住・不在籍証明手数料	1件	200円	申請のとき	
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付手数料	1通	200円	申請のとき	
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定による住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1件	200円	申請のとき	
住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項ま	1通	200円	申請のとき	

で又は同条第 5 項において準用する同法第 1 2 条の 3 第 8 項の規定による除票の写しの交付手数料				
住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項から第 4 項まで又は同条第 5 項において準用する同法第 1 2 条の 3 第 8 項の規定による除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 件	2 0 0 円	申請のとき	
住民基本台帳法第 2 0 条第 1 項から第 4 項までの規定による戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通	2 0 0 円	申請のとき	
住民基本台帳法第 2 1 条の 3 第 1 項から第 4 項まで又は同条第 5 項において準用する同法第 1 2 条の 3 第 8 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 通	2 0 0 円	申請のとき	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。